

【今回の主なトピック】

- ・ 種苗法の改正
- ・ 輸出における知的財産の活用

本ニュースレターでは、前回に続き知的財産に関するトピックを取り上げます。農林水産分野における代表的な知的財産法として種苗法がありますが、種苗法の一部を改正する法律案が2020年12月2日に成立し(以下「本改正法」といいます。)、本改正法はその一部を除き2021年4月に施行される予定のため、本ニュースレターでは本改正法のポイントを概観したいと思います。なお、品種登録制度に限り解説を行い、指定種苗制度については割愛します。

一 品種登録制度とは

1. 品種登録制度の目的

品種登録制度は、新たに植物の品種を育成した者が国に出願をし、当該出願が品種登録の要件を満たしている(拒絶理由に該当しない)と認められる場合に、品種登録が行われ、育成者権という知的財産権を生じさせる制度です。近年では開発コストを下げることを可能にするゲノム編集技術の研究も行われていますが¹、元来、新品種の開発には多くのコストを要します。そのため、品種登録制度は、品種登録された新品種の利用を育成者が独占することを認めることにより、開発コストの回収を可能にし、新品種の開発が促進されることを企図しています。また、様々な新品種が開発されれば、農業者による種苗の選択の幅が広がるため、品種登録制度は、農業者の利益ひいては農林水産業の発展をも目的としているといえるでしょう(種苗法第1条。以下、条文番号を記載している場合は、特記がない限り改正後の種苗法の条文番号²を記載しています。)

2. 品種登録の効果

上記で育成者は品種登録された新品種の利用を独占できると述べました。より正確に説明すると、品種

登録が行われると、育成者権が発生し(第19条第1項)、育成者権者は、登録品種及び登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用³する権利を専有します(第20条第1項本文)。また、育成者権は従属品種⁴及び交雑品種⁵にも及びます(第20条第2項各号。以下、育成者権の効力が及ぶ品種を併せて「登録品種等」といいます。)

そして、育成者権の及ぶ品種を育成者権者の許諾なく利用する行為は、育成者権の侵害を構成し、育成者権者は当該侵害者に対して損害賠償請求(民法第709条)や侵害行為の差止請求(第33条)をすることが可能です。また、育成者権の侵害については、10年以下の懲役等の刑事罰が定められています(第67条)。なお、刑事罰については、具体的な刑の軽重は刑事手続を通して適正に決定されるため、種苗法が不当に重い刑事罰を規定しているとはいえないでしょう。

なお、日本で品種登録がされたとしても、育成者権の効力は日本国内にしか及ばず(属地主義)、外国で育成者権(Plant Variety Rights)を取得するためには、各国ごとの品種登録制度(Plant Variety Protection System)に基づく保護を受けなければなりません。また、当然のことですが、育成者権の効力は登録品種等以外の品種には及ばないため、在来種等の既存品種の利用が制限されることはありません。

以上述べた品種登録制度の大枠については、本改正法による改正点はありません。

二 改正が検討された背景

1. 海外への種苗の流出

種苗は、野菜・果物等の食味や収量等に密接に関連しており、優良な新品種は農業の発展を支える重要な要素です。そのため、農業者の所得の向上と我が国農業の発展を促すためには、種苗に関する権利

¹ ゲノム編集技術を用いた品種改良の国内外の動向について、江面浩「ゲノム編集食品の動向と高 GABA トマトの開発・実用化について」(<https://www.alic.go.jp/content/001172226.pdf>)等

² 「種苗法の一部を改正する法律案新旧対照条文」(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/shubyoho-20.pdf>)

³ 「利用」は、第2条第5項第1号から第3号で定義されており、種苗、収穫物及び加工品を生産、譲渡及び輸出する行為等がこれに該当します。

⁴ 従属品種とは、変異体の選抜等により、登録品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成された品種をいいます。

⁵ 交雑品種とは、その品種の繁殖のために常に登録品種の植物体を交雑させる必要がある品種をいいます。

が適切に保護され、新しい品種の育成が活発に行われることが重要と考えられます。

もともと、近年、我が国で開発された品種の海外流出事例が相次いで確認されています。流出事例の代表としてシャインマスカットを挙げることができます。シャインマスカットは、甘みが強く、食味も優れ、皮ごと食べられるという特徴を持ったブドウ品種ですが、苗木が海外に流出した結果、中国や韓国において栽培され、タイ・香港等のアジア各国で中国産・韓国産のシャインマスカットが販売されていることが確認されています⁶。このように、日本で開発された種苗が海外に流出することによって、日本産のシャインマスカットを輸出する機会が奪われ、日本の農業者が得るべきであった利益が失われていると指摘されています。また、育成者が適切に新品種の開発コストを回収できなければ、次の育種に必要な資金が不足することにもなりかねません。

本改正法は種苗の海外流出の防止を改正の柱の一つとして掲げていますが、シャインマスカットの事例のような日本で開発された種苗の流出を防止し、農業者の所得向上については我が国農業の競争力を高めることが、本改正法の背景にあると考えられます。

2. 輸出促進の観点

今後、我が国の人口減少の進展に伴い、国内の農林水産物・食品の需要も減少していくことが予想されますが、他方で、世界人口は増大を続けると予想されており、我が国の農林水産業・食品産業の発展のためには、輸出を拡大していくことが重要と考えられます。政府も、農林水産物・食品の輸出額を 2025 年までに 2 兆円、2030 年までに 5 兆円とする目標を掲げ、ぶどうやりんご等の果樹も輸出重点品目として設定されています⁷。我が国の農林水産物・食品の品質の高さ・ブランドを海外においても保護し輸出を促進するためには、品種登録制度、地理的表示保護制度

(GI 制度)、商標制度や家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律等の知的財産制度を活用することが不可欠です。

下記の三 2.「育成者権が及ばない範囲の特例の創設について」で記載の通り、本改正法により、種苗の海外流出を防止することを目的として特定の国に対して種苗等を輸出する行為を制限することが可能となるため、本改正法は我が国の農林水産物・食品の輸出促進との関係でも意義があると考えられます。

三 本改正法の概要

1. 本改正法による品種登録制度についての改正点は多岐に渡りますが、紙幅の関係から詳細は割愛し、次の三点に絞って内容を確認します。

- ・ 育成者権が及ばない範囲の特例の創設
- ・ 自家増殖の見直し
- ・ 育成者権を活用しやすくするための措置

なお、後の説明のために、改正前の育成者権が及ぶ範囲の内容についてここで確認をします。

上記の一 2.「品種登録の効果」で記載の通り、出願された新品種について品種登録が行われると、育成者権が発生し、登録品種等を業として利用する行為に育成者権が及びます。

もともと、次の①～④の場合には、例外的に育成者権が及ばないとされています。

- ① 新品種の育成その他の試験又は研究のためにする品種の利用(第 21 条第 1 項第 1 号)
- ② 品種の育成方法に特許が付与された場合の当該特許に係る方法による品種の利用(第 21 条第 1 項第 2 号から第 5 号)
- ③ 農業者による自家増殖(改正前の第 21 条第 2 項及び第 3 項)
- ④ 権利消尽(第 21 条第 4 項本文)

本改正法においては、①及び②は改正されておらず、下記の 3.「自家増殖の見直しについて」で記載の通り、③に関する規定は削除されています。④については、改正前の第 21 条第 4 項の規定そのものは実質的な改正はされていませんが、下記の 2.「育成者権が及ばない範囲の特例の創設について」の内容と関連します。

⁶ 農林水産省 令和 2 年 7 月「種苗制度をめぐる現状と課題～種苗法改正法案の趣旨とその背景～」
(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/shubyoho-19.pdf>)12 頁

⁷ 令和 2 年 11 月 30 日農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議(第 10 回)資料
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yunyuukoku_kisei_kaiji/dai10/gjisisai.html)

2. 育成者権が及ばない範囲の特例の創設について

本改正法により、第 21 条の 2 が新たに追加されました。骨子は以下の通りです。

品種登録を受けようとする者は、(a)出願品種の種苗の流出を防止することを目的として、指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する旨、(b)出願品種の産地形成を目的として、指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する旨を、農林水産大臣に届け出ることができます(第 21 条の 2 第 1 項)。そして、届出がされた場合には、農林水産大臣は当該届出に係る事項を公示しなければならず、当該公示後は、上記(a)・(b)の行為にも育成者権の効力が及びます(第 21 条の 2 第 7 項)。例えば、ある新品種の育成者が、品種登録の出願の際に、(a)アジア地域の A 国以外に対して種苗を輸出する行為を制限したり、(b)東京都以外で当該品種の収穫物を生産する行為を制限することを希望する場合にはその旨を届け出ることができ、それらの内容が公示され誰でも認識可能な状態になった後は、当該行為にも育成者権の効力が及びます。したがって、第三者が育成者権者の許諾を得ずに上記行為を行うことは育成者権侵害を構成し、上記の一 2「品種登録の効果」において述べた民事・刑事上の責任を負う可能性があることとなります。公示日の翌日以降に登録品種の種苗を業として譲渡する者は、譲渡する種苗やその包装に上記の輸出制限の内容等を表示しなければならないとされているため(第 21 条の 2 第 5 項)、種苗の一般消費者等は、当該表示を見ることによって制限内容を把握できると考えられます。

なお、改正前も、種苗等を輸出する行為は、育成者権の効力が及ぶ種苗等の「利用」(第 2 条第 5 項)に含まれていましたが、登録品種等の種苗等が育成者権者の意思に基づいて譲渡された場合、育成者権の効力はその譲渡された種苗等そのものの利用行為には及ばないことから(上記 1.④の権利消尽)、一旦、育成者権者の意思に基づき譲渡された種苗等を輸出する行為には育成者権の効力が及びません(ただし、UPOV 条約⁸非加盟国への輸出には育成者権の

効力が及びます。改正前の第 21 条第 4 項但書)。本改正法による上記改正は、育成者権者の意思に基づき譲渡された種苗等についても、届出、公示等の一定の手続がされた行為については、取引安全に配慮しつつも、引き続き育成者権を及ぼすことを可能とするものであって、我が国の知的財産法制において特徴的な制度であるといえるでしょう。育成者権についてこのような特徴的な制度が設けられた論拠としては、①種苗は他の知的財産物品と比べ極めて複製が容易であり、種苗の譲渡後であっても育成者権者の意思に応じた適切な保護が受けられるようにする要請が強いこと、②農作物は、栽培地域の気候や土壌の条件等により、収穫物の品質が大きく左右され得るため、登録品種の高い品質を確保し、ブランド化を図る観点から、収穫物の生産地域を一定地域に限定できるようにする要請が強いこと(特に、我が国の主要農作物(稲、麦、大豆等)の主たる育成者は、都道府県であり、自県からの税収を原資として新品種を育成している都道府県においては、このような要請が強い。)などが考えられます。

3. 自家増殖の見直しについて

(1) 改正前

農業者による自家増殖(農業者が登録品種等の種苗を用いて収穫物を得て、その収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用いること)には育成者権が及ばないとされてきました(上記の 1.③。改正前の第 21 条第 2 項本文)。これは、我が国では、古くから農業者による自家増殖が行われてきたという実態があったために、例外的に育成者権が及ばないものとされたと説明されていました。

(2) 改正点

本改正法により、登録品種等についての農業者の自家増殖にも育成者権の効力が及ぶこととされたことから(改正前の第 21 条第 2 項・第 3 項の削除)、施行後に自家増殖を行うためには、育成者権者の許諾を得る必要があります。

この点の改正内容はシンプルですが、許諾料の支払等の農業者の負担が増える等の懸念も表明されています。農林水産省からは、現在でも、ブランド米

⁸ UPOV 条約(植物の新品種の保護に関する国際条約)は、植物の

新品種の保護を目的とする条約であり、新品種の保護の条件、保護内容、最低限の保護期間等の基本的原則を定めています。

の登録品種の多くで自家増殖をしないよう指導等がされている、いちご・かんしょ等の登録品種では許諾を受けて自家増殖が行われている、市場原理等を踏まえると育成者権者が不当に高額な許諾料を要求することはないと考えられること等の説明がされていますが⁹、国会審議において、「我が国の優良な植物新品種の海外流出の防止を目的とした育成者権の強化が、農業者による登録品種の利用に支障を来したり、農産物生産を停滞させ食料の安定供給を脅かしたりしないよう、種苗が適正価格で安定的に供給されることを旨として施策を講じること」との附帯決議がされています¹⁰。

この議論は、育成者権の保護の強化と従前許容されてきた自家増殖とのバランスをどのように図るかという問題であり、本改正法は、上記の二「改正が検討された背景」で述べた種苗の海外流出防止等の目的のために、農業者への過度な負担を生じさせないことを前提に登録品種等の自家増殖に許諾を要するものと考えられます。今後は、農業者への過度な負担が生じないように制度運用がされていくものと思われませんが、具体的にどのような施策が講じられるのか注目されます。

4. 育成者権を活用しやすくするための措置について

(1) 改正前

改正前は、育成者権者が自己の育成者権が侵害されたことを理由として損害賠償請求や差止請求をする場合、品種登録がされている品種の植物体の現物と侵害疑義品種の植物体の現物を比較栽培することにより、両現物の同一性ひいては育成者権の侵害の事実を立証する必要があるという考え方が裁判実務上は採用されていました(現物主義)¹¹。

もっとも、品種登録時の植物体の現物を再現すること自体が困難な場合があったり、現物同士を比較裁

培することは時間を要すること等の立証上の問題点が指摘されていました。また、品種登録をする際には実際に植物体の栽培試験が行われることが一般的であり、品種登録時には、栽培試験等を通して明らかになった植物体の特性が品種登録簿に記載されるのですが(第 18 条第 2 項)、この品種登録簿(いわゆる特性表といわれています。)を立証において活用できるようにすべきといった意見もありました。

(2) 改正点

本改正法では、品種登録簿に記載された登録品種の特性を「審査特性」と定義した上で(第 18 条第 2 項第 4 号)、こうした審査特性により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定することとされました(第 35 条の 2)。この推定規定が設けられたことにより、登録品種の植物体の現物を再現できない場合であっても、特性表と侵害疑義品種の比較による侵害立証が可能となり、立証の容易化が図られています(もっとも、登録品種の植物体の現物が存在する場合には、当該現物と侵害疑義品種の植物体の現物を比較栽培し、当該比較結果を重要な資料として参酌することはあり得るでしょう。)。また、登録品種について利害関係を有する者は、品種登録簿に記載された当該登録品種の審査特性により当該登録品種と明確に区別されない品種であるかどうかについて、農林水産大臣の判定を求めることができるとの規定も追加されています(第 35 条の 3 第 1 項)。

上記の推定規定や判定制度が設けられたことにより、育成者権者による立証活動の選択肢が広がり、立証の容易化も図られています。育成者権者としては、自らの置かれた状況に応じて立証方針を立て、新たに設けられた上記推定規定や判定制度を上手く活用することが重要と考えられます。

5. その他の改正点

その他の改正点としては、特許法等に倣い、職務育成品種規定の充実(第 8 条)、外国人の権利享有規定の明確化(第 10 条第 4 号)、在外者の代理人の必置化(第 10 条の 2)、通常利用権の対抗制度(第 32 条の 2)、裁判官が証拠書類提出命令を出す際の証拠書類閲覧手続の拡充(第 37 条)等の措置も講じられています。

⁹ 農林水産省 令和 2 年 7 月「種苗制度をめぐる現状と課題～種苗法改正法案の趣旨とその背景～」
(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/shubyoho-19.pdf>)23～27 頁

¹⁰ 衆議院ウェブサイト
(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/nousuiF4A44FC7BFB5FC5249258623002318C6.htm)

¹¹ 知財高裁平成 27 年 6 月 24 日判決(育成者権侵害差止等請求控訴事件)等

四 今後の展望

本改正法により、育成者権者は種苗の輸出先国や日本国内における栽培地域を制限することが可能となるため、自らのマーケット戦略に基づき、よりきめ細かな知財戦略を構築することができます。また、育成者権を行使する際の立証の負担が軽減されることにより、育成者権をより実効的に活用することができると考えられます。

もともと、いくら法律が整備されたといっても、育成者権をどのように活用するかを決定するのは育成者権者自身であるため、育成者は、国や専門家のサポートも得ながら、自ら責任を持って知財戦略を立案し、実行に移していくことが必要です。言うは易く行うは難しですが、自らの育成者権が侵害されることを予防すべく適切な契約関係・侵害監視体制を構築し、また仮に侵害を把握した場合には、侵害行為の差止めを含めた措置を実施していくことが重要と考えられますし、海外での品種登録を積極的に進めるべき場合もあるでしょう。

育成者の利益が確保され、また、農業者の所得向上ひいては我が国の農業の発展のために、新たな種苗法が適切に活用されることが期待されます。

以 上

西村あさひ法律事務所

弁護士 杉山 泰成

弁護士 辻本 直規

弁護士 片桐 秀樹



Yasunari Sugiyama
杉山 泰成

Partner
03-6250-6242
y_sugiyama@jurists.co.jp



Naoki Tsujimoto
辻本 直規

Associates
03-6250-6343
n_tsujimoto@jurists.co.jp



Hideki Katagiri
片桐 秀樹

Associates
03-6250-6736
h_katagiri@jurists.co.jp

Nishimura & Asahi

OTEMON TOWER, 1-1-2 OTEMACHI, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8124, JAPAN

Phone: 81-3-6250-6200

Fax: 81-3-6250-7200

URL: <https://www.jurists.co.jp/en/>

西村あさひ法律事務所

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー

電話: 03-6250-6200(代)

Fax: 03-6250-7200

URL: <https://www.jurists.co.jp/ja/>